

# 新型コロナウイルス感染症の影響に負けない 事業所の取組みを支援します

## コロナに負けない事業所等応援事業 ／元気な商業者グループ支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって受ける打撃を払拭し、事業継続にも繋がるような、市内の中小・小規模企業者や個人・団体の取組みを支援します。

	コロナに負けない事業所等 応援事業補助金	元気な商業者グループ 支援事業補助金 〈コロナ対策〉
補助対象 事業者	市内の個人、団体及び中小・小規模企業者 並びにこれらで構成するグループ <b>1者でも申請可能です</b>	市内小売商業者 <b>5者以上で</b> <b>構成</b> する団体（商業者グループ）
対象 事業	新型コロナウイルスの影響を払拭し、事業継続に繋がる事業	
	例) テイクアウトサービスを新たに始める場合 - 容器の購入 - HP作成、SNS配信、チラシ折り込み、など	例) 全国に向けた商品配送サービス - HP作成、SNS配信、チラシ折り込み、 - 受注システムの構築、など
補助対象 経費 (抜粋)	事業に直接供する以下の経費 ・有形固定資産 ・ソフトウェア ・持ち帰り・配達等に必要な包材、容器 ・外注費等 ・荷造運賃 ・広告宣伝費 ・消耗品費 ・その他市長が認めたもの	以下の合計が100万円以上 要する経費 ・事業経費（広告宣伝費、会場費等） ・委託費 ・商品開発費 ・講師等謝金・旅費 ・その他市長が認めたもの
補助率 ／上限	補助率 $\frac{10}{10}$ 上 限 $\frac{\text{申請者数}}{\text{申請者数}} \times 10\text{万円}$ 最大100万円	補助率 $\frac{2}{3}$ 上 限 ※共同申請者1者あたり10万円加算 200万円 又は補助事業対象経費の いずれか低い方
申請 期間	<b>令和2年12月28日（月）まで</b> ※令和2年4月1日以降に実施した事業から申請できます。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の申請はできません。</li> <li>・ 対象となった事業は、市ホームページ等で周知します。</li> <li>・ 多くの事業者にご利用いただくため、補助を受けた場合は、HPやチラシ等にこの事業の採択を受けたことを明示してください。</li> </ul>	



お問合せ先／申請先

- ・ スムーズな手続きのため、申請前に下記まで一度ご相談ください。
- ・ 申請の際は郵送等をご利用ください。



産業環境部 産業政策課

〒915-8530 越前市府中一丁目13-7（市役所庁舎2階）  
Tel 22-3047 e-mail syoukou@city.echizen.lg.jp

越前市産業政策課  
ホームページ



### 申請に必要な書類

	コロナに負けない事業所等 応援事業補助金	元気な商業者グループ 支援事業補助金 〈コロナ対策〉
事業前に 必要な書類 (交付申請)	①交付申請書 (鑑) ②グループ構成名簿 ※単独申請の場合は不要 ③共同申請書 ※単独申請の場合は不要 ④事業計画書 ⑤経費の積算根拠が分かるもの (10万円以上) ⑥代表申請書及び共同申請者の 「市税に滞納なし」の証明書 ⑦口座確認書	①交付申請書 (鑑) ②実施計画書 ③実施団体概要書 ④収支予算書 ⑤共同申請書
事業完了後 に必要な書類 (実績報告)	①実績報告書 ②事業実績報告書 ③事業の実施が分かる写真、成果物等 ④経費の支払いを証する書類の写し	①実績報告書 ②収支決算書 ③事業の実施が分かる写真、成果物等 ④経費の支払いを証する書類の写し



多くの事業者を活用していただくため、補助を受けた場合は、HPやチラシ等にこの事業の採択を受けたことを明示してください。(ロゴマークの表示など)

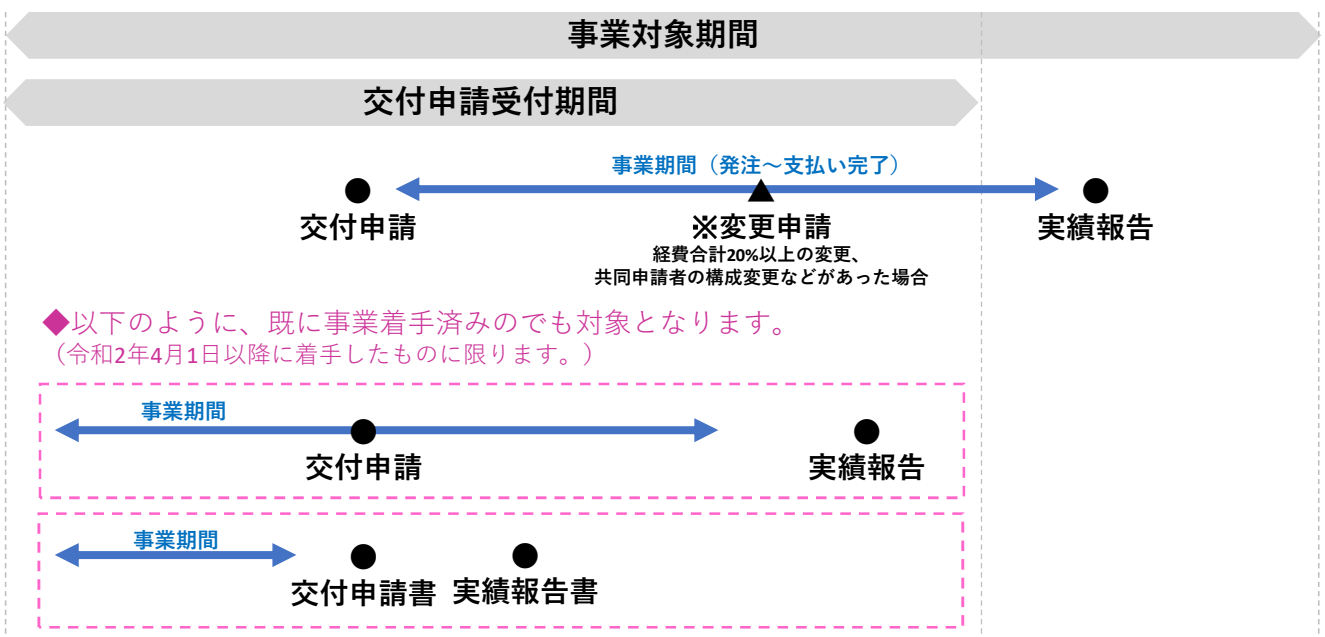
### 手続きフロー

- ・スムーズな手続きのため、申請前に下記まで一度ご相談ください。
- ・申請の際は郵送等をご利用ください。

令和2年  
4月1日

12月28日

令和3年  
3月31日



お問合せ先／申請先

越前市産業環境部 **産業政策課**

〒915-8530 越前市府中一丁目13-7 (市役所庁舎2階)  
 TEL 22-3047 e-mail syoukou@city.echizen.lg.jp

越前市産業政策課  
ホームページ

